討議資料

宇田川よしひで 市議会ニュース

vol.58

2016年11月

私道整備への補助金が、増額されることになりました。

「沢山の人の 沢山の幸せを見たいから
今までも そして これからも頑張ります」

現在川口市における私道整備については、土地の所有者による整備が進められておりますが、行政がお手伝いする方法として私道整備への補助金があります。

私道の整備に対して、舗装、水道、下水道の3種類の補助制度があり、私道をきれいに舗装し直すのであれば、水道、下水道も併せて整備しておこうと考える方もいらっしゃると思います。

さて、3種類の補助制度のうち、下水道については補助金の最高限度額が撤廃されておりますが、残りの2つ（舗装・水道）については、限度額が設定されておりました。

近年、建設資材や労務単価の高騰により、工事費が上昇しており、整備に二の足を踏んでいる方々も多いのが現状です。この問題を解決すべく議会として、要望し続けて参りました。その結果、私道舗装整備工事について補助金の上限額の引き上げに繋がりました。

市当局では、限度額を超え、住民の負担が大きくなり、合意形成が得られにくい状況にあることを認識しており、この状況を改善するために、平成28年8月から、限度額300万円を上限500万円へ引き上げております。

また、私道内の給水管の布設替えについては、それまで300万円だった補助金の上限額が平成28年8月から撤廃されました。

【整備後】

【整備前】

私道内給水管布設替え工事補助金（300万円）⇒上限なし

水道局で定めた補助金対象工事費の10分の8以内で、補助金を交付します。

補助金の交付要件について、平成28年6月の川口市上下水道事業運営協議会を経て、同年8月1日より補助金交付上限額が撤廃されました。

①私道の幅員が1.8メートル以上あり、道路境界が明確で、かつ支障なく工事ができるものであること。

②工事を行う給水管について、布設後20年以上経過している管が含まれていること。

③工事の実施について、土地・建物の所有者全員の同意が得られていること。（今まで、土地・建物所有者でない給水契約者からも承諾を得る必要がありましたが、不要となりました。）

④複数の給水管がある場合は、1本にまとめること。

⑤その給水管を使用する土地・建物の所有者全員が水道料金を完納していること。

⑥工事に係る給水管を使用する給水契約者が2人以上あり、かつ当該給水管を使用する家屋が2戸以上あること。

⑦使用材料は、水道局指定のもの（ステンレス鋼管等）であること。

私道内水道管布設替え工事補助金交付イメージ

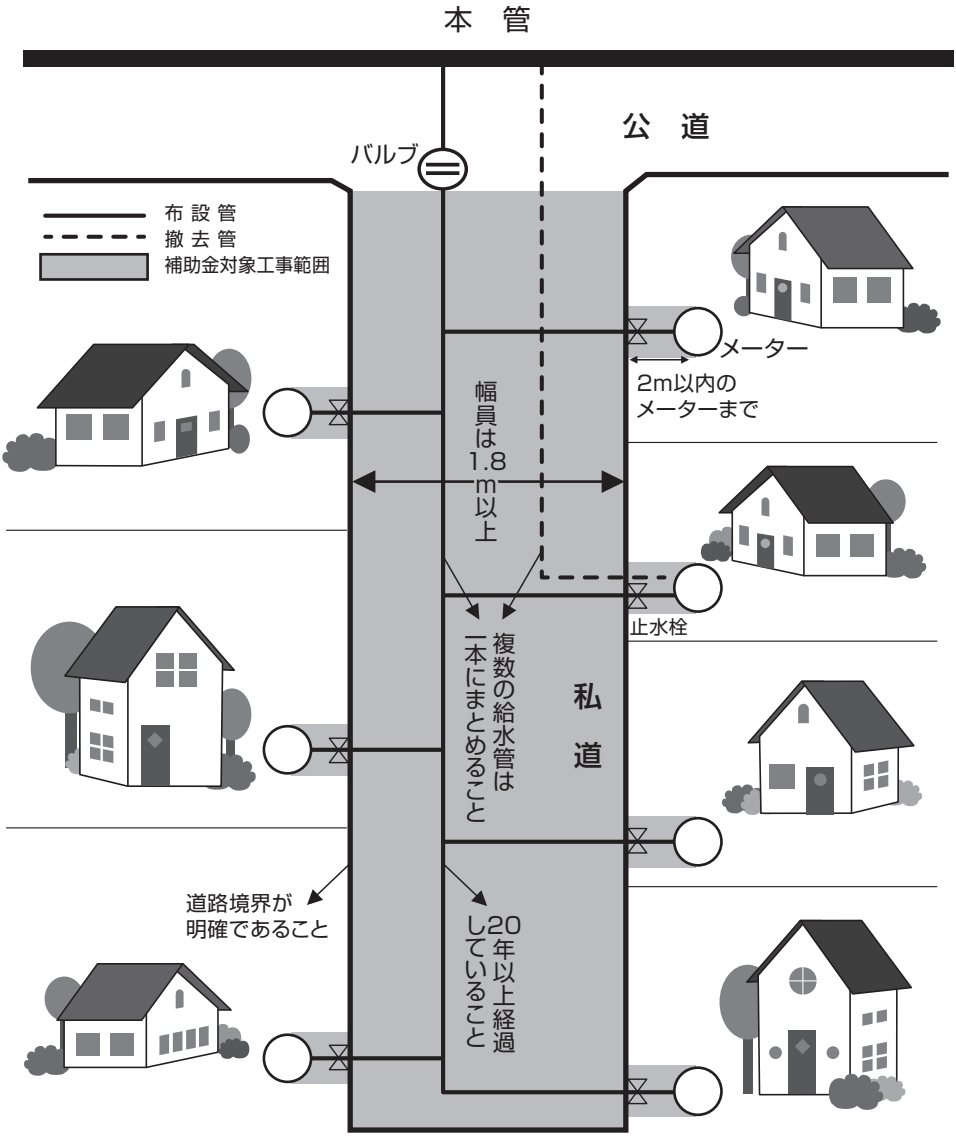

私道舗装整備補助金（300万円）⇒上限500万円に変更

私道舗装整備補助金制度とは

この制度は、私道の舗装整備を行おうとする市民に対し、市が工事費の一部を補助する制度です。

補助金交付対象者

・ 私道に接する家屋の所有者又は土地の所有者並びに居住者（以下「工事施行者」という。）であること。
・ 工事施行者全員が市税を完納していること。

補助金交付対象（私道）

・ 生活道路として、近隣住民の多くが利用している道路であること。
・ 道路幅員が1.8メートル以上あり、かつ、境界が明確であること。
・ 公道に接続していること。
・ 私道に面して家屋が4戸以上れんたんしていること。ただし、道路位置指定の認可を受けている私道については3戸以上とする。
・ 既に舗装されている道路にあっては、路面の損傷が著しいと認められること。
・ 道路位置指定の認可を受けている私道については、認可から10年以上経過していること。

なお、補助率及び補助金額については、諸条件により異なります。

今後は、補助制度の周知に努め、事業の促進を図っていくことになります。

編集・発行／川口市議会議員　宇田川 好秀　TEL.048-294-3131 FAX.048-296-7070
印刷／コスモプリンツ株式会社